平成２６年（フ）第６９号
石川県加賀市片山津温泉乙63番地の１
債務者　森本　慶子
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２６年（フ）第８１号
福岡県嘉麻市上山田1428番地９
債務者　犬丸　寛海
１　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２６年（フ）第２５１号
大分市敷戸新町５番１―306号
債務者　小牧　　翔
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第２５２号
大分市大津町２丁目３番２Ａ１―405号
債務者　太田奈良代
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第７４号
青森県弘前市大字城東５丁目７番地６　メゾンヤスタ５号
債務者　佐藤亜由美（旧姓千葉）
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２６年（フ）第１０１号
青森県弘前市大字大開１丁目１番地19　コーポ村越10号
債務者　相馬利知夫
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２６年（フ）第７０４号
名古屋市千種区星が丘元町15番23号　ユニーブル第２星ケ丘Ａ―201
債務者　福田春美こと　鄭　　春美
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第７０５号
名古屋市守山区元郷１丁目701番地　大森西住宅３棟303号
債務者　福田珖烈こと　鄭　　珖烈
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１１８５号
名古屋市南区元柴田東町３丁目12番地の４
鉾之原文夫方
債務者　鉾之原あやみ
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１２２０号
愛知県清須市桃栄４丁目64番地　パークジョイス102
債務者　山田　　明
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１２２８号
名古屋市瑞穂区川澄町４丁目２番地の１　スカイビュー瑞穂110号
債務者　水野　嶺子
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１２３７号
名古屋市中村区森田町２丁目２番８号コーポ平和205
債務者　樋口　信一
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１２５６号
名古屋市西区城西１丁目９番６号　安田忠次方
債務者　福田　雅雄
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第８９７号
愛知県半田市旭町５丁目63番地の１　ヴェルジュＭ１―201号
債務者　坂元　伸一
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第４３１号
熊本市中央区八王寺町23番14―202号、前住所熊本市西区上代１丁目２番７号　秀水苑202
債務者　月田　友子
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第７７号
山口県防府市大字新田1863番地、住民票上の住所山口県防府市自由ケ丘３丁目20番２号
債務者　末冨　健夫
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第８５号
山口県防府市大字台道3533番地の８
債務者　島田加代子
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係